

Information 04

法務大臣から
人権擁護委員に委嘱

佐々木喜代子さん(登米町・再任)、志賀尚さん(豊里町・新任)、金正男さん(石越町・再任)が1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。

人権擁護委員は、人権に関する相談を受け、命の大切さや思いやりの心についての理解を深めてもらうための活動をしています。一人で悩まずにご相談ください。

【相談電話】月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分
▼みんなの人権110番 ☎0570(003)110
▼女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
▼子どもの人権110番 ☎0120(007)110
【問い合わせ】仙台法務局登米支局(総務係)
☎0220(52)2070

Information 03

軽自動車税減免制度と
納期限の変更について

軽自動車税の減免申請
身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税を減免しますので、期間内に申請してください。

令和4年度に減免申請を行った人には、3月下旬に減免申請書(継続用)を郵送しますので、必要事項を記入し、税務課まで郵送で提出してください。ただし、次に該当する場合、手帳の等級、車両の所有者、運転者などの確認のため、申請書類を持参の上、税務課または各総合支所市民課の窓口で申請してください。

①継続申請をする人で、車両や運転者などに変更がある人
②新たに減免申請をする人
【申請書類】▼減免申請書(税務課、各総合支所で配布)▼自動車検査証の写し▼運転者の運転免許証の写し▼身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの写し▼納税義務者のマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)
【申請期間】4月3日(月)～5月24日(水)(必着)
【申請・問い合わせ】▼総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

軽自動車税の納期限変更
令和5年度から、軽自動車税(種別割)の納期限が、4月30日から5月31日(休日の場合、翌開庁日)に変わります。納期限の変更に伴い、納税通知書は5月中旬、口座振替で納付した場合の納税証明書は6月12日頃に発送を予定しています。

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で登録されている軽自動車の所有者に対して課税されます
【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

Information 01

4月から保健師・栄養士を5ブロックに
集約して業務を行います

社会情勢の変化や高齢化が進む中、相談内容や健康課題が多様化し、複数の専門職により対応しなければならない事案が増えています。

そのため、適切な対応と質の高いサービスの提供を目指し、4月から、5つの総合支所に保健師・栄養士を配置するブロック体制により、組織力の強化を図ります。

【問い合わせ】市民生活部健康推進課(地域保健係)
☎0220(58)2116

新しいブロック体制

ブロック(町域)	担当総合支所	
迫地区	→ 迫総合支所 市民課健康づくり係	☎0220(22)5554
中田・石越地区	→ 中田総合支所 市民課健康づくり係	☎0220(34)2311
東和・登米地区	→ 東和総合支所 市民課健康づくり係	☎0220(53)4113
米山・南方地区	→ 米山総合支所 市民課健康づくり係	☎0220(55)2112
豊里・津山地区	→ 豊里総合支所 市民課健康づくり係	☎0225(76)4113



4月からの保健活動

【育児や健康の相談】石越・登米・南方・津山総合支所については毎週月・水曜日に、保健師などが出向きます。この日以外の相談も、電話や職員が出向いて対応します
【窓口業務】健診の申し込みなどは、これまでどおり各総合支所で受け付けます
【各種健診】成人検診やがん検診などは、これまでどおり地域ごとに実施します
【保健指導や地域支援】保健指導や健康教室などの活動は、これまでどおり各地域に出向いて実施します

Information 02

あなたの声を市政に
モニターを募集

【内容】①市政に対し、建設的な意見や要望などを随時提出
②モニター会議への出席
③市政についてのアンケート調査などへの回答
④市長要請がある会議などへの出席
【定数】20人以内
【任期】委嘱日から令和6年3月末まで
【資格】①18歳以上で、1年以上市内に在住
②地方公共団体の職員でない
③モニターの職務を積極的に履行できる
【応募方法】申込書に必要事項を記入し、総務部市長公室(迫庁舎2階)に持参または郵送、
miyagi.jp
shichokoshitsu@city.tome.

ファクシミリ、電子メールのいずれかで申し込みください
【申込用紙】各総合支所と市長公室に備え付けているほか、市公式ホームページからダウンロードできます
【募集締切】3月10日(金)当日消印有効
【申し込み問い合わせ】総務部市長公室(秘書総務係)
〒987-0511/登米市
迫町佐沼字中江2-6-1
☎0220(22)2090
☎0220(22)9164
miyagi.jp



みやぎ県北高速幹線道路災害復旧に伴う通行止めについて

令和4年3月に発生した福島県沖地震により、市内を通過する「みやぎ県北高速幹線道路」では路面・のり面の亀裂や広範囲にわたる路面沈下のほか、田ノ尻橋の伸縮装置が破損するなどの被害が生じました。このことから、通行車両の走行性改善と安全確保のため、「全面通行止め(終日)」による道路段差解消などの災害復旧工事を実施します。

【工事箇所】「佐沼北交差点」から「佐沼IC」間の13箇所
【工事内容】舗装亀裂・段差修繕、沈下箇所のかさ上げ、橋梁伸縮装置修繕など
【規制状況】全面通行止め(終日)
【規制区間】「佐沼北交差点」から「佐沼IC」までの上下線(3.6キロメートル)区間
【規制日時】3月1日(水)午前9時～6月9日(金)
【問い合わせ】県東部土木事務所登米地域事務所(道路建設班)
☎0220(22)6143

